



近畿税理士会 泉大津支部だより

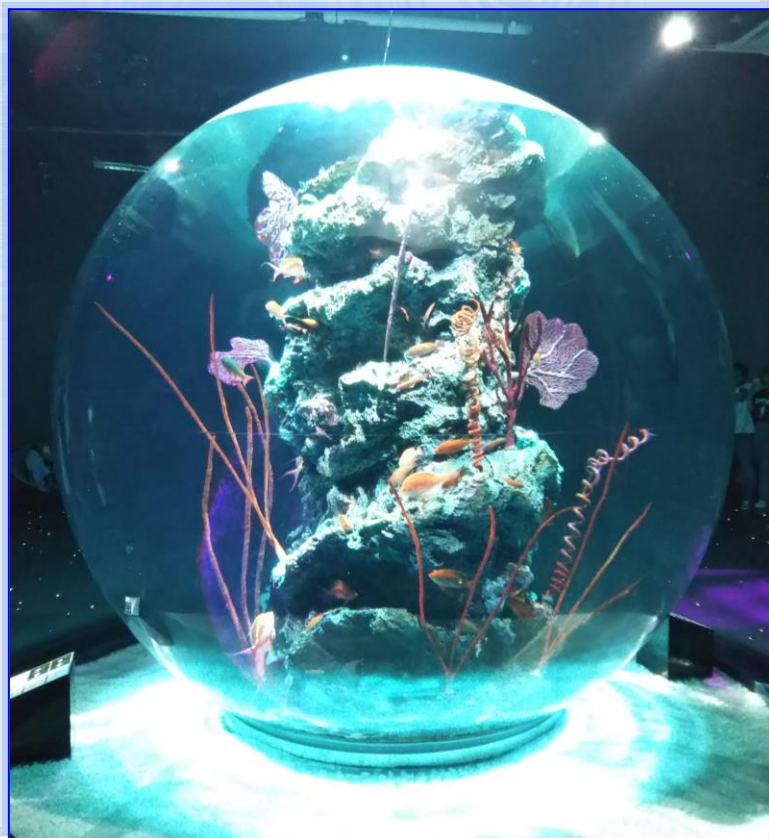
発行 令和 6 年 8 月 25 日

6 年夏号

No. 52

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 笠井 慎五
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 小西儀孝・大西博己・永谷博子・松本直哉・森永正樹・露口和夫

【神戸アクアリウム ART アトア】



<写真：大西 博己 先生>



【6 年夏号 主な内容】

- | | | | |
|-------|--|-----|------------------------------|
| 1 面 | 写真『神戸アクアリウム ART アトア』 | 6 面 | 寄稿『バケモノの子を観劇して』 |
| 2 面 | 真奥副支部長あいさつ
泉大津税務署長ごあいさつ | | 寄稿『支部ゴルフコンペに参加して』 |
| 3 面 | 寄稿『令和 6 年度税制改正がインボイスに
与える影響－交際費から除外される
飲食費の見直し－』 | 7 面 | 会員の異動 |
| | | 8 面 | 最新研修 DVD の紹介
原稿・写真募集、編集後記 |
| 4～5 面 | 第 51 回誌上研修
『定額減税の調整給付について』 | | |





ごあいさつ

副支部長 真奥 隆

秋暑の候、支部会員先生方におかれましては、ますますご清祥のこととおお慶び申し上げます。平素は、支部会務運営につき深いご理解と格別のご支援ご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

去る6月5日の第44回支部定期総会では全議案につき可決承認いただき笠井支部長体制も無事2年目を迎えることができました。

私は、第35回の支部定期総会で副支部長を拝命し今年で早や10年目となりました。

現在の所掌は、厚生委員会と会計を担当しております。いずれも副支部長1期目と同じ所掌であり以前を思い出しながら支部行事をしています。

厚生委員会では、会員相互の親睦をはかるため新年会・確定申告反省会後の意見交換会・合同研修会後の意見交換会・年4回懇親ゴルフ大会を開催しています。厚生委員会の一大イベントは秋に行われる支部研修旅行ですが、近年は新型コロナの影響を受け中止となったり、縮小して日帰りとなったりしていました。昨年は、新型コロナ収束により久しぶりに1泊2日で浜松方面へバス旅行をしてきました。今年は、四国徳島高知方面へ1泊2日のバス旅行の予定です。一日目は、平成30年の支部旅行以来の観光組とゴルフ組に分かれての行動となります。

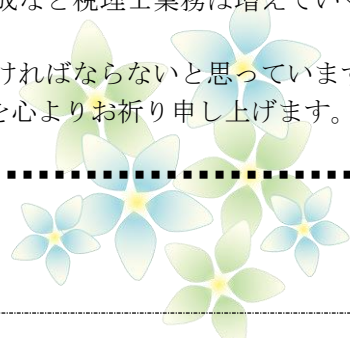
現在、税理士の取り巻く環境は年々変化しています。令和5年10月からはインボイス制度が導入され顧問先への周知や番号の取得、新規の関与先も増えた先生方も多いとは思いますが、経過措置もたくさんあり今でも研修資料を見返します。令和6年1月からは、新たな電子帳簿保存制度への対応が始まり「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」の説明に時間を割いていることと思います。令和6年6月からは定額減税が始まり給料事務を請け負っている事務所もあり、中小企業や個人事業主への定額減税の説明や各人別控除事績簿の作成など税理士業務は増えていくばかりです。

こうした環境に対応すべく今後も支部が支部会員に有益な情報をもたらす存在でなければならないと思っています。結にあたりまして、泉大津支部会員皆様のご健勝とご多幸、更なるご事業の発展を心よりお祈り申し上げます。



着任のごあいさつ

泉大津税務署長 家信 晴江



残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の定期人事異動により泉大津税務署長を拝命しました家信でございます。

近畿税理士会泉大津支部の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

笠井支部長様をはじめ、支部先生方の御指導のおかげをもちまして、泉大津税務署管内における納税道義は、非常に高い水準にあると聞いており、この地で勤務できますことを大変うれしく光栄に思っております。

微力ではございますが、与えられた職責を果たすべく、全力を尽くす所存ですので、前任の小林署長同様に、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、経済社会のグローバル化・デジタル化に加えて働き方改革が急速に広まっています。

このような状況の中で、税の執行に携わる私どもといたしましては、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」として「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しており、その実現に向けて、納税者の利便性の向上、課税・徴収事務の効率化・高度化、事業者のデジタル化促進、に取り組んで参ります。

これまで、皆様方から御支援、御協力をいただいた結果、e-Taxやキャッシュレス納付など、着実にその普及・定着が図られているところであり改めて御礼申し上げます。

今後とも、関与先の代表者様に、日頃の業務からデジタルツールに馴染んでいただける環境の醸成に加えて、従業員の皆様方へマイナンバーカード方式によるスマホ申告を周知していただくとともに、また、ダイレクト納付等によるキャッシュレス納付の推進についても、更なる御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



令和6年度税制改正がインボイスに与える影響 ー 交際費から除外される飲食費の見直しー

森永 正樹

交際費から除外できる飲食費の額は、平成18年の税制改正以来「5,000円以下」とされてきましたが、最近のエネルギーや食料の物価上昇に伴う飲食費の高騰を考慮すると、この金額は適当ではない(安すぎる!)という声が上がっていました。この度、令和6年度税制改正では、コロナ禍後の飲食業を支援することや、会食を通じた企業交流の活発化、消費の促進の効果を期待して、交際費から除外できる飲食費の額が増額されました。

1 交際費から除外される飲食費の改正内容

会社の規模に関わらず、1人あたり5,000円以下の飲食費は交際費等の範囲から除外され、全額損金算入することが認められてきたところ、税制改正により金額基準を1人あたり10,000円以下に引き上げられました。これは、令和6年4月1日以降に支出した飲食費から適用されます。なお、金額の判定に当たっては、「税込経理」を行っている場合には「税込金額」で、「税抜経理」を行っている場合には「税抜金額」で判定します。

【従 来】 1人あたり5,000円以下の飲食費は交際費の範囲から除外される

(算式) 飲食等のために要する費用として支出する金額 ÷ 飲食等に参加した者の人数
= 1人あたりの金額

(要件) 一定の事項を記載した書類の保存が必要

【改正後】 1人あたり10,000円以下の飲食費は交際費の範囲から除外される

算式や要件は従来と同様ですが、事業年度に関係なく、令和6年4月1日以後に支出する飲食費に適用されますので注意が必要です。例えば、12月決算の場合1～3月に支出した飲食費は5,000円基準、4～12月に支出した飲食費は10,000円基準となります。

2 インボイス制度と交際費

インボイス制度導入後は、免税事業者などインボイスの発行事業者でない飲食店に支払った交際費については、仕入税額控除の対象外となる金額を本体価格に加算して5,000円基準、10,000円基準を判定しなければなりません。税抜経理を行う事業者は注意が必要です。インボイスの経過措置期間は、仕入税額控除ができる金額が段階的に減少していきますので、それに伴って交際費の本体価格も変動することになります。

【事 例】 税抜経理を採用する法人の営業部長が取引先のA部長を接待し、飲食店に2人分として21,560円(10%税込)を支払った。

① 飲食店がインボイス発行事業者の場合

1人あたりの飲食費は、 $19,600 \text{円} \div 2 \text{人} = 9,800 \text{円}$ 。10,000円以下であることから、交際費等から除かれる。

② 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和5年10月1日から令和8年9月30日まで)

仕入税額控除額は、 $1,960 \text{円} \times 80\% = 1,568 \text{円}$ 。 $1,960 \text{円} - 1,568 \text{円} = 392 \text{円}$ は、交際費の本体価格に加算するため、交際費の額は、 $19,600 \text{円} + 392 \text{円} = 19,992 \text{円}$ となる。1人あたりの飲食費は、 $19,992 \text{円} \div 2 \text{人} = 9,996 \text{円}$ 。10,000円以下であることから、交際費等から除かれる。

③ 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和8年10月1日から令和11年9月30日まで)

仕入税額控除額は、 $1,960 \text{円} \times 50\% = 980 \text{円}$ 。 $1,960 \text{円} - 980 \text{円} = 980 \text{円}$ は、交際費の本体価格に加算するため、交際費の額は、 $19,600 \text{円} + 980 \text{円} = 20,580 \text{円}$ となる。1人あたりの飲食費は、 $20,580 \text{円} \div 2 \text{人} = 10,290 \text{円}$ 。10,000円を超えるため、交際費等として損金不算入の計算に含める。

④ 飲食店がインボイス発行事業者以外の場合(令和11年10月1日以降)

経過措置が終了したことにより仕入税額控除ができない。1人あたりの飲食費は、 $21,560 \text{円} \div 2 \text{人} = 10,780 \text{円}$ 。10,000円を超えるため、交際費等として損金不算入の計算に含める。



第 51 回誌上研修

『定額減税の調整給付について』

研修委員 三王 知行

令和 6 年 6 月よりスタートした定額減税は、企業が従業員等に行う月次減税事務等への対応はひと段落しているかと思います。一方、減税しきれないと見込まれる者が対象となる市区町村の『調整給付』についてはまだ詳細な情報はわかっていません。

そのため現時点における内閣府や自治体等の公表資料に基づき、調整給付のポイントを解説します。

○ 調整給付の概要

調整給付とは、納税義務者本人及び同一生計配偶者と扶養親族（国外居住者を除く）に基づき算定される定額減税可能額が、当該納税義務者の令和 6 年分推計所得税額又は令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎に算定した額を市区町村から支給するものです。

納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は、定額減税の対象外となり、調整給付も行われません。

【調整給付の金額の算定方法】

調整給付の金額 = ① + ②

所得税分控除不足額（①）＝定額減税可能額（※）－令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）

個人住民税所得割額分控除不足額（②）＝定額減税可能額（③）－令和 6 年度分個人住民税所得割額

※定額減税可能額：所得税分＝3 万円×減税対象人数、個人住民税所得割分＝1 万円×減税対象人数

○ 調整給付の対象となる人数

実際に調整給付を受ける納税義務者本人は約 2,300 万人、給付の金額の算定対象となる扶養親族等分も含めると約 3,200 万人と見込まれています。対象と見込まれる者には、市区町村から令和 6 年夏頃以降に書類が届く予定です。

○ 給付の開始時期

基本的には、令和 6 年夏以降が支給時期の目途となります。これは、R5 年の所得状況（所得税・個人住民税）に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給される「当初給付」です。

その後、令和 6 年分の所得税と定額減税の実績の額が確定し、上記の当初給付では金額が不足する場合に、追加で給付される「不足額給付」があります。不足額給付は、令和 7 年以降に実施されます。



○ 手続の例（大阪府大阪市の場合）

令和 6 年 8 月中旬より順次書類が発送されます。マイナポータル等で登録された公的給付金受取口座等を市が把握している場合、「支給のお知らせ」が届き、原則手続き不要、「確認書」が届いた場合、必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒で返送することになります。

なお、従業員等が調整給付を受けることについて、企業で行う手続きはありません。

○ 給付単位

1 万円単位で切り上げとなります。

○ 当初給付が本来よりも過大となった場合（過大分の返還の要否）

当初給付は、令和 5 年分所得税額により令和 6 年分所得税額を推計して行うため、令和 6 年分の所得税及び定額減税の実績が判明した際、当初給付がもらいすぎになっていた場合も返還する必要はありません。

○ 住宅ローン控除等を受ける場合

住宅ローン控除などの税額控除をした後の所得税額等から減税しきれない金額分が給付されます。

○ 所得税額と個人住民税所得割額がゼロの場合の調整給付

所得税と個人住民税所得割ともに減税前の税額がない場合には、当初給付の対象にはなりません。

○ 所得税額はあるが個人住民税所得割額が 0 円の場合、または所得税額は 0 円だが個人住民税所得割額がある場合の調整給付

所得税と個人住民税所得割のいずれか一方が課税（0 円超）であり、定額減税の対象であれば、減税前の税額が 0 円の税目についても控除不足額が算出されます。そのため、減税対象人数 1 人につき 4 万円（所得税分 3 万円＋個人住民税分 1 万円）を基礎に、給付の金額が計算されます。

○ 調整給付の支給後に所得税等の修正申告を行った場合

令和 5 年分所得税額や R6 年度分個人住民税が変更されても、基本的に、当初給付に影響せず、令和 6 年分所得税額が判明した時点における不足額給付で対応されます。

基本的には『調整給付』に関して税理士が関与するものではありませんが、もし顧問先から質問された場合にお役に立てば幸いです。

< 参考資料・引用 >

○内閣府地方創生推進室 低所得者支援及び定額減税補足給付金（うち調整給付）概要資料

https://chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien/0401_cyouseikyuhugaiyou.pdf

○大阪市 定額減税補足給付金（調整給付）

<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/cmsfiles/contents/0000622/622090/R6oshirase.pdf>

○週刊税務通信 令和 6 年 6 月 24 日 No3807





バケモノの子を観劇して

松本 直哉

「バケモノの子」は細田守監督が 2015 年に発表されたアニメの映画でテレビでも放映されたようですが、私は見たことがなく先入観なくアニメではなくミュージカルとして楽しむことができました。俳優の表情も認識できるくらいの座席でミュージカルの臨場感を満喫できました。

師匠と弟子の成長の過程の中で本当の強さ、優しさとはなにかを考えさせられる内容でした。大事な人を救うために自分の身を顧みず奮闘する姿に感動を覚えました。様々な愛のカタチが舞台上で表現されていてアニメにはないスケール感でした。

普段は自分から舞台等を見に行くことがないので、このような機会を頂けてよかったですし、またこのような機会があれば多くの先生に参加して頂きたいです。



ゴルフコンペに参加して

石谷 秀志

今年 7 月 11 日に泉大津支部ゴルフコンペ（泉ヶ丘カントリークラブ）に参加してみごとに優勝させていただきました。グロス 99 で決して上手くはないスコアですが、ハンディキャップが 19（当日は 9 掛けで 17.1）あったお蔭での優勝ですので凄いことではありません。

支部ゴルフでの優勝は丁度一年前の令和 5 年 7 月関西空港ゴルフ倶楽部において高岩弘至支部長杯を獲得して以来、それ以前の優勝ははるか昔 10 年前のことでした。

前々からコンペ当日は雨天と聞いていて全く乗り気ではなかったものの、始めの 1、2 ホール終われば雨も降らず、また暑過ぎることはなく非常にラッキーなことでした。

そして、この日は幸野陸紀先生、櫻井善章先生方と 3 人で一緒にプレイできたことで、とても気持ち良く楽しく周ることができ、それも優勝の大きな一因でした。

次回はハンディキャップが 13 に減りましたので更に気を入れて頑張らないといけませんね。12 月の支部ゴルフコンペは担当幹事ですので、その際は少しでも多くの皆様のご参加をよろしくお願い致します。



<入 会>

R6.06.26 ^{ふじた よしはる} 藤田 義晴 先生（開業）

登録番号：154067

泉大津市昭和町 10-4 昭和ビル 2 階 22 号室

TEL：0725-58-9155／FAX：---

<転 入>

R6.01.16 ^{しぶかわ けいいち} 渋谷 恵一 先生（南支部より）

登録番号：145593

高石市東羽衣 6-1-13

TEL：090-8497-4930／FAX：072-350-8610

R6.04.18 ^{なかい ゆうだい} 中井 雄大 先生（北支部より）

登録番号：152828

泉大津市高津町 7-15

TEL：080-5714-5227／FAX：---

<転 出>

R6.05.16 吉田 弘継 先生 和歌山支部へ

R6.08.08 村田 知之 先生 茨木支部へ

<退 会>

R6.03.31 瀬古 明 先生 業務廃止により

R6.03.31 西嶋 靖夫 先生 業務廃止により

R5.12.31 北野 秀一 先生 業務廃止により



保険事業

全国税理士共栄会

～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を応援～

VIP大型総合保障制度

～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエルダリーライフを実現～

全税共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～

総合事業保障プラン

その他

団体ゴルファー保険、自動車保険、火災保険

阪奈積立年金制度事業

～組合員及び賛助会員とそれらの従業員が加入できる拠出型企業年金保険～

阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度事業

～個人事業主または会社等役員の退職金に備える～

小規模企業共済制度

～中小企業の連鎖倒産防止に～

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

～中小企業の従業員の退職金に備える～

中小企業退職金共済制度（中退共済制度）

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特典を是非ご活用ください～

税理士業務関連 / 不動産 / クレジットカード / ローン

健康（人間ドックなど） / レクリエーション（旅行・観劇・ゴルフなど）

その他（生活雑貨、衣料品、ホームセキュリティ、カーリースなど）

※一部WEB販売（書籍、電化製品など）



大阪・奈良税理士協同組合

<http://www.hanna-zeikyo.jp>

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階 TEL 06-6941-6888 / FAX 06-6947-2800

最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

<全国統一研修会>

「相続税申告における失敗事例から学ぶ対処法」
「チェックシートの活用による相続税申告の留意点 ～「非」特化型事務所を対象に～」
「ついにスタート！インボイス制度とこれからの消費税実務（前半・後半）」
「導入直前！インボイス制度の最終確認」

<マルチメディア研修>

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション ―税務行政の将来像 2023―について」
「顧問先のDX化支援について」
「財務諸表分析の基礎」

<中小企業支援に係る研修会>

「第1部 具体的な支援施策、税理士に期待される支援のあり方等」
「第2部 担い手探しナビの利用方法及び事業承継への新たな取組について」
「第3部 事業再生支援における税理士と金融機関の連携について」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「改正電子帳簿保存法（+電子インボイス）のポイント解説～まだ間に合う、コストをかけない対応術！～」
「令和6年度税制改正の解説」



原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマは

ご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。

夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合も

ありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL : 0725-33-7400 / FAX : 0725-33-7405

e-mail : izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

平素は支部運営にご協力いただきありがとうございます。令和6年夏号の「泉大津支部だより」はいかがでしたでしょうか。大西先生の表紙写真、とても涼しげで幻想的です。

真奥副支部長のご挨拶にありましたように税理士業務として対応する内容も年々多様化し複雑化しているような気がいたします。

三王先生、タイムリーな定額減税の調整給付の誌上研修ありがとうございます。また森永先生の令和6年度税制改正の交際費から除外される飲食費とインボイスを絡めた判定もとても参考になりました。

劇団四季の「バケモノの子」の観劇に参加された先生方は楽しめたでしょうか。松本先生の感想にもありましたようにミュージカルの歌って踊る素晴らしい躍動感、日常を忘れさせてくれますね。石谷先生、支部ゴルフコンペ優勝おめでとうございます！

今年はパリでオリンピックが7月26日から開催されました。この夏号が発刊されるころには多くの方々が活躍し努力の成果が出ていらっしゃると思います。また昨年からの円安が続いて日本に観光にくる外国人観光客の多さに驚いている日々です。

お忙しい中、新泉大津税務署長の家信様をはじめ寄稿や写真のご提供をいただいた先生方、ご協力本当にありがとうございました。今後も広報委員からの寄稿依頼がございましたらその節はよろしくお願いいたします。

最後に今年は残暑がことのほか厳しいようです。くれぐれも体調にはお気をつけてお過ごしください。会員先生方のご健康とご多幸、ご事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

(H.N)